

令和8年度住民税の主な改正点

1 紹介と所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。なお、給与収入190万円超の方には変更はありません。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000円まで	55万円	
1,625,001円～1,800,000円	収入金額 × 40% - 10万円	65万円
1,800,001円～1,900,000円	収入金額 × 30% + 8万円	
1,900,001円～3,600,000円	収入金額 × 30% + 8万円	
3,600,001円～6,600,000円	収入金額 × 20% + 44万円	改正なし (改正前と同じ)
6,600,001円～8,500,000円	収入金額 × 10% + 110万円	
8,500,001円～	195万円 (上限)	

2 特定親族特別控除の創設

納税者と生計を一にする特定親族（年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下）を有する場合、新たに特定親族特別控除が受けられ、控除額は次の表のとおりです。ただし、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は対象ではありません。

特定親族の合計所得金額	給与収入額※1	区分		控除額
		国内居住※2	国外居住※3	
580,001円～850,000円	1,230,001円～1,500,000円	10	11	
850,001円～900,000円	1,500,001円～1,550,000円	20	21	45万円
900,001円～950,000円	1,550,001円～1,600,000円	30	31	
950,001円～1,000,000円	1,600,001円～1,650,000円	40	41	41万円
1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円	50	51	31万円
1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円	60	61	21万円
1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円	70	71	11万円
1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円	80	81	6万円
1,200,001円～1,230,000円	1,850,001円～1,880,000円	90	91	3万円

※1 1年間を通して給与収入のみの場合です。

特定親族特別控除を申告する場合は、上記区分欄の数字を申告書の「⑨区分」に記載してください。
なお、特定親族特別控除を申告する場合以外、「⑨区分」には何も記載しないでください。

※2 特定親族が国内に居住している場合、所得・収入に応じて10から90のいずれかを記載してください。

※3 特定親族が国外に居住している場合、所得・収入に応じて11から91のいずれかを記載してください。

(例) 国内に居住する「大田秋子（給与収入額150万円）」、「大田冬子（給与収入額180万円）」の二人の子を特定親族として申告する場合の記載例

- ・給与収入額150万円の場合の区分 「10」 を記載してください。
 - ・給与収入額180万円の場合の区分 「70」 を記載してください。

所得控	②扶養親族等 ※配偶者を除く ・16歳未満の場合、年少に〇印 ・国外居住の場合は〇印	氏名	続柄	生年月日	障害者控除級(度)	居住形態(別居の場合のみ住所を記入してください。)	〇区分
		フリガナ 大田 秋子	オオタ アキコ 子	大・昭平・令 18年4月10日 年少	同居・別居(住所)	1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1	10
フリガナ 大田 冬子	オオタ フユコ 子	大・昭平・令 18年4月10日 年少	同居・別居(住所)	2:2:2:2:2:2:2:2:2:2:2:2	70		

3 各種控除に関する所得要件額の引き上げ

各種控除の適用を受けるための所得要件額が10万円引き上げられます。(例: 48万円⇒58万円)
この改正により、扶養の範囲で得られる収入が高くなります。

所得要件	改正前		改正後	
	合計所得金額 総所得金額等 最低保障額	給与収入額※2	合計所得金額 総所得金額等 最低保障額	給与収入額※2
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75万円以下	130万円以下	85万円以下	150万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
家内労働者等の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	-	65万円	-

※2 1年間を通して給与収入のみの場合です。

4 (参考)所得税の基礎控除の改正

所得税では、前述の1から3までの改正のほか基礎控除の見直しが行われ、控除額の上限が48万円から95万円に引き上げられます。その結果、給与所得者の非課税となる収入の基準や同一生計配偶者や扶養親族になれる収入の基準が以下のとおり変わります。

給与収入額※3	変更前			変更後		
	住民税※4	同一生計配偶者・扶養親族となる所得要件	所得税※4	住民税※4	同一生計配偶者・扶養親族となる所得要件	所得税※4
~100万円	かかるない	みたす	かかるない	かかるない	みたす	かかるない
100万円超~103万円						
103万円超~110万円						
110万円超~123万円	かかる	みたさない	かかる	かかる	みたさない	かかる
123万円超~160万円						
160万円超						

※3 1年間を通して給与収入のみの場合です。

※4 配偶者や親族などを扶養していない単身者の場合です。

5 住宅借入金等特別控除税額控除(住宅ローン控除)の変更

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、個人住民税においても控除限度額の範囲で控除されます。その控除限度額に変更はありませんが、所得税における住宅ローン控除について、令和7年に入居した方についても令和7年度課税と同様に取り扱われる改正がされました。

詳細は以下の大田区ホームページをご覧ください。

令和8年度住民税の主な改正点は、大田区ホームページでもご確認いただけます。
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/zeikin/kaisei/r08_kaisei.html

